

所得拡大促進税制が改正されます



所得拡大促進税制とは

会社が賃上げや設備投資等を一定割合以上行った時に、給与支給増加額の15%の税額控除を受ける事が出来る制度です。

改正後の概要

- 前期と当期で継続して雇用されている従業員がいる事が前提
- 青色申告法人であること
- 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用（3年間の時限措置）
- 一定割合要件が満たされた場合、給料総額の増加額の15%を税額控除
- 更に、一定割合以上の人材投資で、10%を上乗せしての税額控除
- 法人税額の20%で頭打ち
- 設立事業年度が除かれている為、設立したばかりの会社は適用されません。

一定割合要件とは

$(\text{当期の平均給与} - \text{前期の平均給与}) \div \text{前期の平均給与} \geq 1.5\%$
当期と前期の平均給与の差額を前期の平均給与で割った場合、1.5%以上である事

◆簡単な参考例

当期の平均給与 320,000円

前期の平均給与 300,000円

$$320,000 - 300,000 = 20,000 \text{円 (差額)}$$

$$20,000 \div 300,000 = 7\% \geq 1.5\%$$

20,000円上がった場合、上記の例が適用出来ます。



10%の上乗せ措置

下記、3つの要件を満たした場合、15%に10%を上乗せして税額控除が出来ます

- ① 上記の一定割合が2.5%以上である事
- ② 従業員に対する研修費等を前期よりも10%以上増やすこと
- ③ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、計画に基づき経営力の向上が行われたものとして証明されたこと



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1

TEL : 0532-53-5333 FAX : 0532-53-5118

(H30年3月レターケース)